

岐阜県地域防災計画

【原子力災害対策計画】

修正（案）

平成26年 月 日

岐阜県防災会議

第1章 総則	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 岐阜県における原子力災害対策の基本となる計画	1
2 岐阜県地域防災計画における他の災害対策計画との整合性	1
3 市町村地域防災計画との関係	1
4 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
1 岐阜県周辺の原子力事業所	2
2 計画の基礎とするべき災害の想定	5
3 予測される影響	6
4 計画が対象とする市町村の範囲	6
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	8
1 県	8
2 市町村	9
3 指定地方行政機関	9
4 自衛隊	10
5 指定公共機関	10
6 指定地方公共機関	11
7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	11
第2章 原子力災害事前対策	
第1節 原子力事業者の防災業務計画の協議等	12
1 原子力事業者防災業務計画の協議	12
2 原子力防災管理者の選任等の届出の送付	12
第2節 報告の徴収、立ち入り検査	12
第3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	12
第4節 情報の収集、連絡体制等の整備	12
1 情報の収集、連絡体制の整備	12
2 情報の分析整理と活用体制の整備	13
第5節 通信手段の確保	14
1 専用回線網の整備	14
2 通信手段、経路の多様化	14
第6節 組織体制等の整備	15
1 組織体制の整備	15
2 オフサイトセンターへの職員派遣体制	15
第7節 長期化に備えた動員体制の整備	15
第8節 広域防災体制の整備	16
1 防災関係機関相互の情報交換	16

2	広域的な応援協力体制の整備	16
3	警察災害派遣隊の受入体制の整備	16
4	緊急消防援助隊の受入体制の整備	16
5	自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備	16
6	専門家の派遣要請手続の整備	16
7	被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備	16
第9節	緊急時モニタリング体制の整備	17
1	緊急時モニタリング計画等の作成	17
2	モニタリング設備・機器の整備・維持	17
3	要員の確保	17
4	関係機関との連携の強化	17
5	緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持	18
第10節	屋内退避、避難等活動体制の整備	18
1	避難計画等の策定	18
2	避難所等の整備	19
3	要配慮者等の避難誘導體制等の整備	19
4	避難所・避難方法等の周知	19
5	広域的な避難に係る協定の締結	20
第11節	学校、医療機関等における対応	20
1	学校、保育所等における対応	20
2	病院等医療機関、社会福祉施設における対応	20
第12節	スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動体制の整備	20
1	活動用資機材の整備	20
2	医療機関等との連携	20
3	安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	21
第13節	飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	21
1	飲食物の摂取制限・出荷制限に関する体制整備	21
2	飲食物の摂取制限等を行った場合の住民等への供給体制の確保	21
第14節	緊急輸送活動体制の整備	21
1	専門家等の移送体制の整備	21
2	交通管理体制の整備等	22
第15節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	22
第16節	住民等への情報提供体制の整備	22
1	情報項目の整理	22
2	情報提供体制の整備	22
3	住民相談窓口の設置等	22
4	多様なメディアの活用体制の整備	23
第17節	行政機関、学校等における業務継続計画の策定	23
第18節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発	23
第19節	防災訓練の実施	23
1	訓練計画の策定	23

2	訓練の実施	24
3	実践的な訓練の工夫と事後評価	24
第20節	防災業務関係者の人材育成	24
第21節	近県事業所に係る原子力災害事前対策	24
第22節	県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	24
1	輸送に係る事業者等	25
2	県及び市町村	25
3	県警察	25
4	消防機関	25
第3章 緊急事態応急対策		
第1節	通報連絡、情報収集活動	26
1	施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡	26
2	応急対策活動情報の連絡	27
第2節	活動体制の確立	28
1	県の活動体制	28
2	県支部の活動体制	36
3	オフサイトセンターへの職員派遣	36
4	専門家の派遣要請	36
5	応援要請及び職員の派遣要請等	36
6	自衛隊の派遣要請等	37
第3節	防災業務関係者の安全確保	37
1	被ばく管理のための連携確保	37
2	防護対策	37
3	防災業務関係者の被ばく管理	37
第4節	緊急時モニタリング活動	38
1	緊急時モニタリングの体制	38
2	緊急時モニタリング等の実施	38
3	国による緊急時モニタリング実施計画の策定とその改定への参画	39
4	モニタリング結果の共有及び公表	39
5	緊急時における公衆の被ばく線量の把握	39
第5節	屋内退避、避難等の防護活動	40
1	避難・屋内退避の対応方針	40
2	避難の実施	41
3	避難所	42
第6節	要配慮者への配慮	43
第7節	スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動	43
1	組織等	43
2	安定ヨウ素剤の服用指示等	44
3	住民に対するスクリーニングの実施	44
第8節	飲食物の摂取制限・出荷制限並びに飲食物の供給・分配	44

1	飲料水、飲食物の摂取制限及び解除	4 5
2	農林畜水産物等の採取及び出荷制限	4 5
3	飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達	4 5
第9節 緊急輸送活動		4 5
1	緊急輸送活動	4 5
2	緊急輸送のための交通確保	4 6
第10節 県民等への的確な情報提供活動		4 7
1	県民等への情報提供活動	4 7
2	県民等からの問い合わせに対する対応	4 8
第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持		4 8
第12節 文教対策		4 8
1	生徒等の安全確保措置	4 8
2	避難所となる場合の対応	4 9
第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策		4 9
1	施設敷地緊急事態等発生情報等の通報	4 9
2	応急対策活動情報の連絡	4 9
3	活動体制の確立	5 0
第14節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策		5 0
1	輸送に係る事業者等	5 0
2	県及び市町村	5 1
3	県警察	5 1
4	消防機関	5 1
第4章 原子力災害中長期対策		
第1節 緊急事態宣言解除後の対応		5 2
第2節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表		5 2
第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定		5 2
第4節 各種制限措置等の解除		5 2
第5節 放射性物質による環境汚染への対処		5 2
第6節 被災地域住民等に係る記録の作成		5 3
第7節 被災者の生活再建等の支援		5 3
第8節 風評被害等の影響の軽減		5 3
第9節 被災中小企業等に対する支援		5 4
第10節 心身の健康相談体制の整備		5 4
第11節 物価の監視		5 4
第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除		5 4
第13節 近県事業所に係る原子力災害中長期対策		5 4
第5章 複合災害対策		
第1節 基本方針		5 5
第2節 災害事前対策		5 5

1	通信手段の確保	5 5
2	モニタリング機能の確保	5 5
3	県民等への情報提供体制の整備	5 5
4	応急対策要員の確保	5 6
5	避難収容活動体制の整備	5 6
6	物資の備蓄・調達、供給活動	5 6
7	緊急輸送活動の整備	5 6
第3節 災害応急対策		5 6
1	活動体制	5 6
2	情報の収集・連絡	5 6
3	県民等への情報提供	5 7
4	応急対策要員の確保	5 7
5	避難等の防護活動	5 7
6	防災設備・機材の損壊時の対応	5 7
7	緊急輸送活動	5 8

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 岐阜県における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、岐阜県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 岐阜県地域防災計画における他の災害対策計画との整合性

この計画は、「岐阜県地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「岐阜県地域防災計画」の「一般対策計画」及び「地震対策計画」によるものとする。

3 市町村地域防災計画との関係

市町村の防災会議が原子力災害対策についての地域防災計画を策定又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画との整合を図るとともに、必要な事項については、各市町村において具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、原子力災害対策に係る市町村地域防災計画の策定又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成25年9月5日改定。以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

本県は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約25kmに位置しているが、本県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本県に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を以下のとおりとし、県として必要な対策を進める。

1 岐阜県周辺の原子力事業所

(1) 本計画で対象とする原子力事業所

原災法施行令第2条の2の規定により、本県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。

次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業者名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
号機	1号機	2号機	
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料		低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14	S62.2.17	

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ
所在地	福井県敦賀市白木
号機	—
電気出力	28.0万kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4万kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	未定

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）
所在地	福井県敦賀市明神町
号機	—
電気出力	16.5万kW
原子炉型式	新型転換炉
熱出力	55.7万kW
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
運転開始	S54.3.20（運転終了H15.3.29）

（２）近県に所在する原子力事業所

前記（１）以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、下表に記載する４原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。

県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」（以下「近県事業者との交換文書」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している。

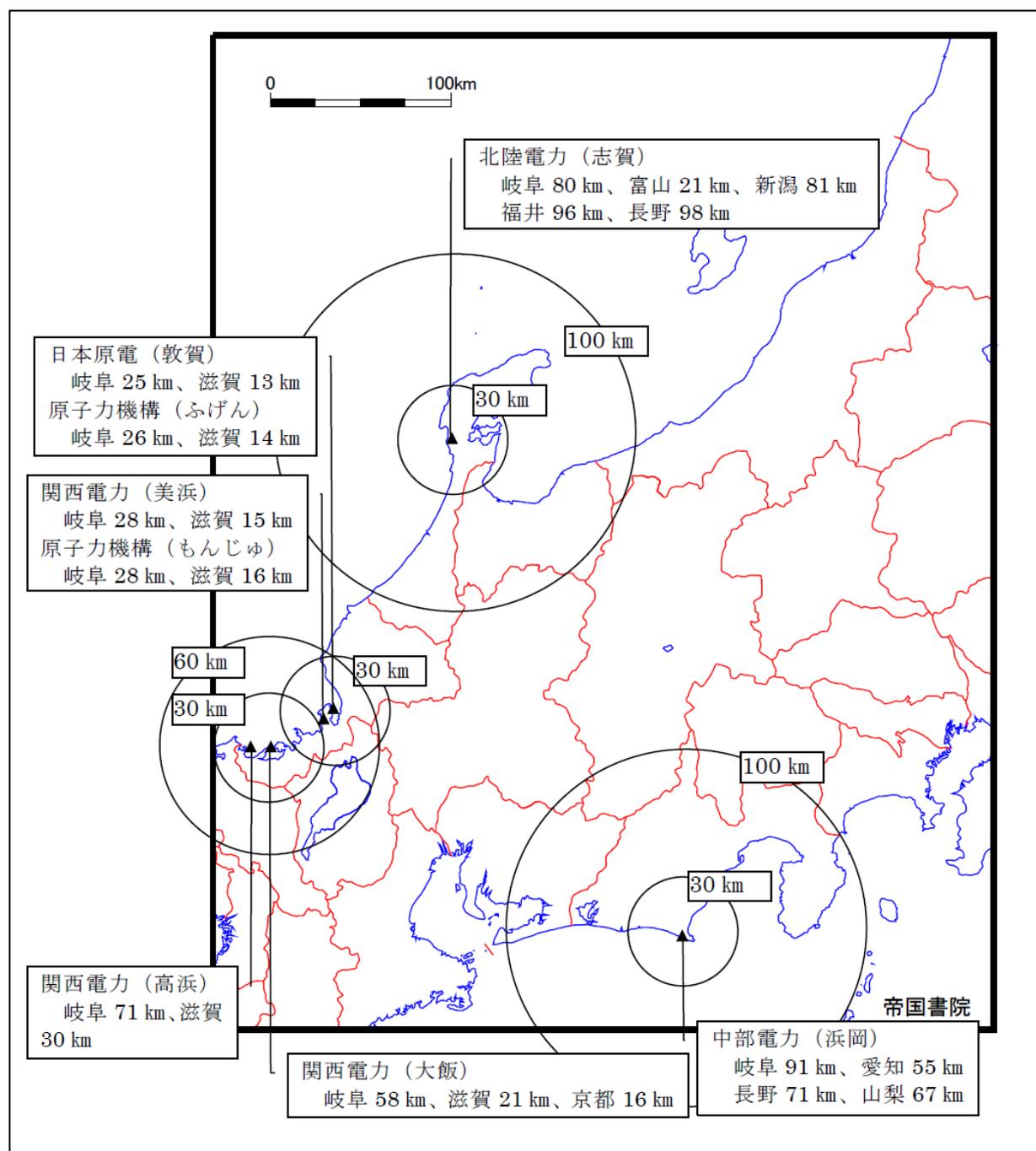
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



2 計画の基礎とするべき災害の想定

(1) 原子炉施設

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可

能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 輸送中の事故

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされており、これを基本として、対策を講じる必要がある。

3 予測される影響

広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、本県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）により示される影響の可能性があると踏まえ、必要な対策を進める。

*放射性物質拡散シミュレーション

平成22年度の気象観測データを用いて、本県で各季節の最大線量となるケース及び最も影響が広がるケース等28ケースについてシミュレーションを実施

4 計画が対象とする市町村の範囲

原子力災害対策を重点的に充実すべき地域（原子力災害対策重点地域）については、指針を踏まえ、下記（1）のとおりとする。

また、これに準じて原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。）は、本県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、下記（2）のとおりとする。

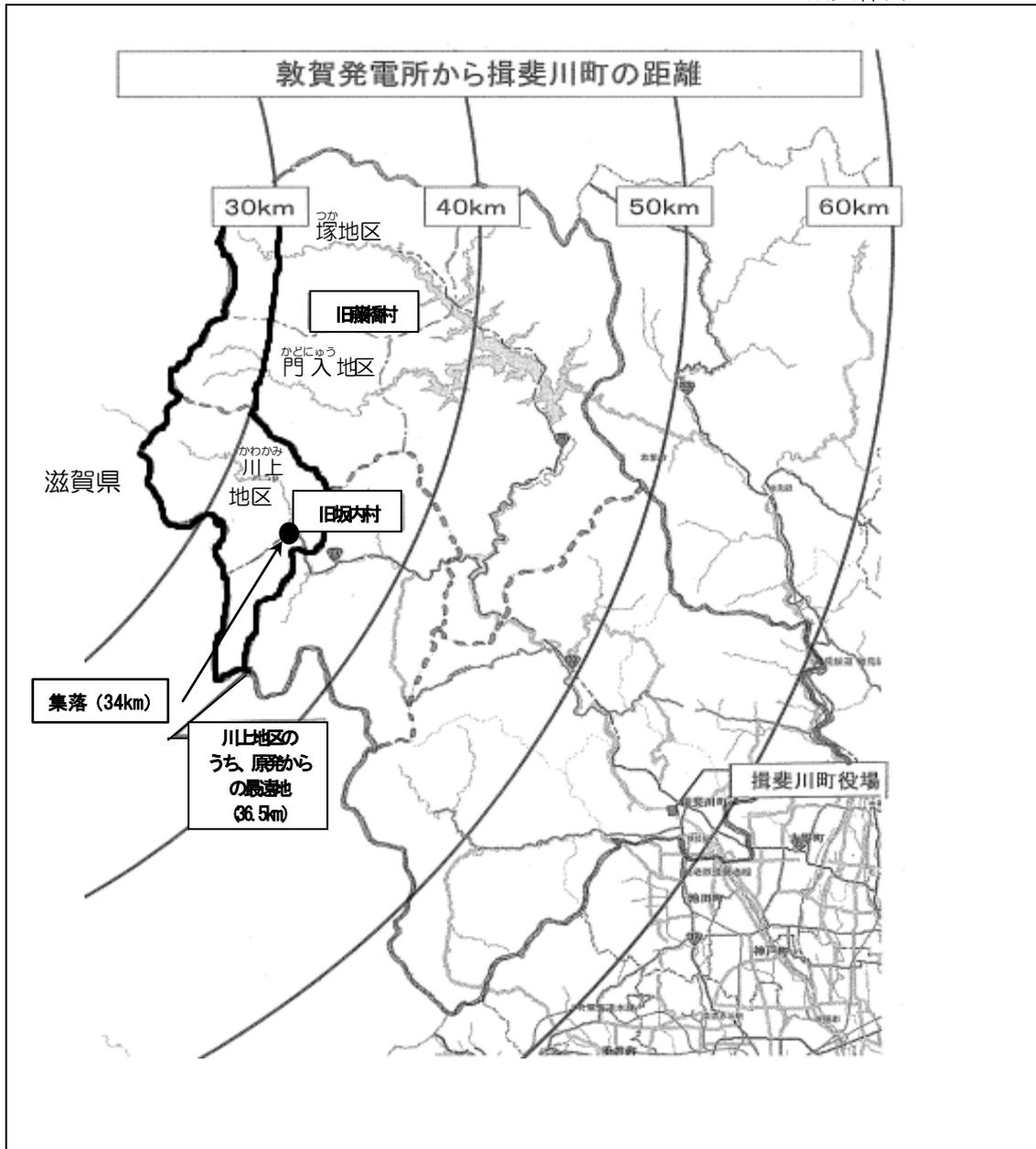
(1) 原子力災害対策重点地域

指針が示す目安距離である「原子力施設から概ね30km」、及び行政区画、その他の自然・社会的周辺状況等を踏まえ、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）を下表のとおりとする。

市町村名	地区名
揖斐川町	<ul style="list-style-type: none"> 坂内川上地区^{かわかみ} 藤橋地域の門入地区^{かどにゅう}・塚地区^{つか}のうち、原子力施設から30km圏内の地域

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

※太枠内がUPZ



(2) 原子力災害対策強化地域

シミュレーション結果を踏まえ、以下のとおりとする。

		①甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	②実効線量が年間100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	③実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
圏 域	岐阜	—	—	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
	西濃	大垣市（旧上石津町）、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町（旧春日村及び旧坂内村）、池田町	大垣市（旧大垣市）、関ヶ原町、揖斐川町（旧藤橋村及び旧坂内村）	大垣市、海津市（旧平田町）、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
	中濃	—	—	関市（旧板取村）、可児市（旧可児市）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧美並村、旧明宝村及び旧和良村）
	東濃	—	—	多治見市（旧多治見市）
	飛騨	—	—	下呂市（旧金山町及び旧馬瀬村）

ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、原子力災害対策の実施に当たっては、空間放射線量の実測値等を踏まえ、上記（1）、（2）以外の市町村においても、柔軟に対応するものとする。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）第1章 第2節に定める「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

1 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) モニタリング設備、機器の整備
- (5) 防護資機材（スクリーニング資機材、安定ヨウ素剤を含む）の整備
- (6) 防護対策資料の整備
- (7) 災害対策本部等の設置、運営
- (8) 災害状況の把握及び通報連絡
- (9) 緊急時モニタリング

- (10) 住民の避難（広域調整）及び立入制限
- (11) 飲食物の摂取制限
- (12) 避難者等のスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布
- (13) 緊急輸送、必需物資の調達
- (14) 放射性物質による汚染の除去
- (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

2 市町村

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- (5) 防護対策資料の整備
- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 住民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限
- (11) 避難者等のスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布への協力
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ・管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整
- ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携
- ・管区内各県警察の相互援助の調整
- ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- ・情報の収集及び連絡

(1) 東海北陸厚生局

- ・原子力災害時の緊急医療措置の連絡調整

(2) 東海農政局

- ・農産物、農地の汚染対策に関する情報提供
- ・応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備

(3) 中部森林管理局

- ・林産物及び林野の汚染対策に関する情報提供

(4) 中部運輸局

- ・鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
- ・自動車道の通行の確保に必要な指導、監督

- ・自動車の調達があっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ・関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - ・特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置
- (5) 岐阜地方気象台
- ・気象情報の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）
- (6) 東海総合通信局
- ・原子力災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ・通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
- (7) 岐阜労働局
- ・労働者の被ばく管理の監督、指導
- (8) 国土交通省（中部地方整備局、北陸地方整備局）
- ・防災関係機関との連携による応急対策の実施

4 自衛隊

- (1) 原子力災害における応急支援活動
- (2) 緊急時モニタリングの支援
- (3) 人、物資等の緊急輸送支援

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社
 - ・原子力災害時における緊急通話の確保
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
 - ・緊急医療措置の実施
 - ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ・義援金の募集配分
- (3) 東海旅客鉄道株式会社
 - ・原子力災害時における鉄道輸送の確保
- (4) 日本通運株式会社
 - ・原子力災害時の緊急輸送の確保
- (5) 中日本高速道路株式会社
 - ・原子力災害時の緊急輸送の確保
- (6) 日本放送協会
 - ・県民に対する原子力防災知識の普及
 - ・原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底
- (7) 日本郵便株式会社東海支社
 - ・原子力災害時における郵便の運送、集配の確保及び郵便局の窓口業務の維持
- (8) 独立行政法人国立病院機構
 - ・原子力災害時における国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣

- ・ 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
- ・ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援

6 指定地方公共機関

(1) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）

- ・ 原子力災害時における応急輸送確保

(2) **一般社団法人**岐阜県トラック協会

- ・ 原子力災害対策人員、輸送の確保

(3) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社

- ・ 県民に対する原子力防災知識の普及
- ・ 原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底

(4) 一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会

- ・ 原子力災害時における緊急時医療活動の協力
- ・ 防疫その他保健衛生活動の協力
- ・ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

(5) 公益社団法人岐阜県看護協会

- ・ 原子力災害時における看護師派遣の協力

(6) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

- ・ 原子力災害時の被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
- ・ ボランティア活動の推進

(7) 全岐阜県生活協同組合連合会

- ・ 原子力災害時における物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力

(8) **公益社団法人**岐阜県バス協会

- ・ 原子力災害時における自動車による人員の緊急輸送

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等

- ・ 汚染農畜水産物、林産物の出荷制限等応急対策の指導

(2) 病院等管理者

- ・ 原子力災害時における病人等の収容及び保護

(3) 社会福祉施設管理者

- ・ 原子力災害時の入所者及び要介護者等の入所保護

(4) 医薬品供給機関

- ・ 原子力災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第1節 原子力事業者の防災業務計画の協議等

県は、原災法第7条第1項に基づき原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画について協議を行うとともに、同法に基づく各種届出を受ける。

1 原子力事業者防災業務計画の協議

県は、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとするときは、その作成又は修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し協議を開始する。また、直ちに揖斐川町へ計画案を送付し、相当の期限を定めて意見を聞き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

2 原子力防災管理者の選任等の届出の送付

県は、原子力事業者から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届出があった場合は、揖斐川町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第2節 報告の徴収、立ち入り検査

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者からの報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査実施時には、原災法第32条第2項により身分を示す証明書を携帯する。

第3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

県は、地域防災計画（原子力災害対策計画）の策定、原子力事業者の防災対策に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、県民等に対する原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制、防護対策・広域連携等（避難計画の策定を含む）の緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

また、県は、緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリング訓練、事故時の緊急時モニタリングや関係府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図るものとする。

第4節 情報の収集、連絡体制等の整備

県は、国、市町村及び原子力事業者その他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 県等関係機関相互の連絡体制

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施し、原子力災害に対し万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。

- ・原子力事業者からの連絡受信窓口
- ・通信障害発生時の代替手段、連絡先
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日） 等

(2) 機動的な情報収集体制

県は、国及び市町村と協力し、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努めるものとする。

(3) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、発災現場の状況等について、情報の収集、連絡にあたる要員（オフサイトセンターへの派遣要員）をあらかじめ指定しておくものとする。

2 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

県及び市町村は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、関係機関の利用の促進が図られるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化等の推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料の対策本部等への備え付け

県及び揖斐川町は、原子力事業者と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、以下の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害情報を集約する場所に備え付けるものとする。

また、対策強化地域市町村においても、必要に応じ、上記と同様の対応を取るものとする。

〔整備を行うべき資料〕

①原子力事業所及び施設に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

②社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

- ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 医療施設に関する資料（医療施設の位置・連絡先等）
- ③放射線物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（周辺地域の風速、風向等、季節別及び日変化の情報等）
 - イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図（モニタリングポスト図）
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
 - カ シミュレーション結果
- ④防護資機材に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統等）
 - イ 原子力事業所との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制
- ⑥避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、留意点を記載したもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等）

第5節 通信手段の確保

県及び市町村は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努めるものとする。

1 専用回線網の整備

県は、国と連携し、揖斐川町及びオフサイトセンターとの間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

県は、国、市町村とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を推進する。

2 通信手段、経路の多様化

県及び市町村は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等に

よる伝送路の複数ルート化の推進を図る。

その他、防災通信設備等の整備については、「一般対策計画 第2章 第7節」による。

第6節 組織体制等の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の体制を整備するとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

1 組織体制の整備

(1) 原子力災害警戒体制

県は、次の場合に、原子力災害警戒体制をとる。(第3章 第2節参照)

- ・県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生のお知らせがあったとき
- ・原子力事業所において警戒事態に該当する事象(該当する自然災害を含む)が発生した旨の通報があったとき

(2) 原子力災害警戒本部体制

県は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。(第3章 第2節参照)

- ・県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象(原災法第10条第1項に規定する事象)が発生した旨の通報があったとき
- ・原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき
- ・知事が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

県は、次の場合に、災害対策本部体制をとる。(第3章 第2節参照)

- ・県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- ・県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき
- ・知事が必要と認めたとき

2 オフサイトセンターへの職員派遣体制

県は、施設敷地緊急事態が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出後に、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が開催される場合に、オフサイトセンターにおいて迅速かつ適切に情報収集、伝達、その他必要な活動が実施できるよう、あらかじめ職員を指定し、必要な資機材を整備し、派遣方法、役割分担を定める等、職員派遣体制を整備しておくものとする。

第7節 長期化に備えた動員体制の整備

県は、事態が長期化した場合に備え、国、市町村、その他防災関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第8節 広域防災体制の整備

県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

また、県は、他の都道府県との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

1 防災関係機関相互の情報交換

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努めるものとする。

2 広域的な応援協力体制の整備

県は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国の協力のもと、他の都道府県等との相互応援協定の締結等、他の都道府県との連携を図る。

市町村は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国及び県の協力のもと、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

3 警察災害派遣隊の受入体制の整備

県警察は、警察庁、中部管区警察局等と連携し、警察災害派遣隊の受入体制の整備に努めるものとする。

4 緊急消防援助隊の受入体制の整備

県は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努めるものとする。

5 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

自衛隊の派遣要請手続きは、「一般対策計画 第3章 第4節」による。

6 専門家の派遣要請手続の整備

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報を受けた場合に、国に対して必要に応じて行う事態の把握のための専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請の手続きを、あらかじめ定めておくものとする。

また、県の原子力アドバイザーの意見を聴取する手続きを、あらかじめ定めておくものとする。

7 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備

県は、緊急時の医療体制の充実に努めるため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

第9節 緊急時モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時からモニタリングポスト測定データを収集し、緊急時における対策のための基礎データとするとともに、年間を通じてホームページで公開する。

緊急時における初動時の環境放射線量等のモニタリングについては、県全域をくまなく速やかにモニタリングし、放射性物質による影響の全体像をつかむ第一段階モニタリングと、その結果を踏まえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域において重点的なモニタリングを行う第二段階モニタリングで構成する。

国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括の下設置される緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

これらを踏まえた緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備等をあらかじめ定め、県全域における緊急時モニタリング体制を整備する。

1 緊急時モニタリング計画等の作成

県は、指針及びシミュレーション結果等に基づき、緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備、要員の確保、関係機関との連携体制等を「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記すマニュアルで定める。

2 モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握し、県の農林畜水産物、地場産品の流通確保を図るため、県全域を対象としてモニタリングポスト、サーベイメータ等の可搬型放射線測定器といった環境放射線モニタリング設備・機器、及びゲルマニウム半導体検出器、ガンマーカウンター、簡易スペクトロメータといった環境試料（水道水、農林畜水産物）中の放射性物質濃度を測定する設備・機器を整備・維持し、その操作の習熟に努めるものとする。

環境放射線モニタリング設備・機器の配備に当たっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行い、これら地域でのモニタリング体制を強化する。

3 要員の確保

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報後に行う緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

4 関係機関との連携の強化

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他関係機関と、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて、モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図るとともに、測定技術の向上に努める。

5 緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持

県は、国と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）と、環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備

県は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を策定し、市町村の避難計画策定を支援する。また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。

1 避難計画等の策定

(1) 「広域避難方針」の策定

県は、市町村と連携して、以下の事項を記載した「広域避難方針」を策定する。

- ・避難先の選定・調整の手順
- ・避難元市町村、受入市町村並びに県が実施すべきこと
 - 〔避難者数の把握、避難先となる他市町村・他県との調整、輸送手段確保、一時集合場所の指定、避難所開設、食料物資確保 等〕

(2) 避難計画の策定

県は、国、原子力事業者及びその他防災関係機関の協力のもと、市町村が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。

避難計画の策定に当たっては、市町村内避難、市町村境を越える避難、県境を超える避難を想定し、次のとおり順次計画を策定する。また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するものとする。

当面の市町村避難計画の策定は、概ね以下のとおりとする。

- ①県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合
 - ・揖斐川町内での避難（平成24年度内に計画を策定）
- ②対策強化地域の一部地域*でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・市町村境を越える避難（概ね平成25年度内に計画を策定）
- ③対策強化地域*でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループにおける検討の結果等を踏まえ、考え方を整理
 - ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施

【OILの指標】

	数時間内に避難	1週間程度内に避難
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)

注1) OILによる判断は、プルーム通過後の空間放射線量率による

注2) 拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、避難計画を策定する前記①の市町村に対し、学校や公民館等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を一時集合場所や避難所としてあらかじめ指定するよう、また、前記②の市町村に対しても、一時集合場所をあらかじめ定めるよう、さらに、その際には要配慮者に十分配慮するよう支援・助言する。

県は、避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、避難計画を策定する市町村に対し、前項の複数のケースを想定した避難計画を策定するよう、支援・助言するとともに、市町村間又は他県との調整を行う。

県は、避難所として指定された建物については、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、必要に応じ、避難計画を策定する市町村に対して助言する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備

県は、避難計画を策定する市町村に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両を整備するよう助言する。

県警察及び消防機関は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、避難計画を策定する市町村に対し、コンクリート屋内退避施設の調査、整備について助言する。

(4) 物資の備蓄・調達

県及び避難計画を策定する市町村は、国及び民間事業者と連携し、避難所で必要とされる食料その他の物資の確保に努めるものとする。

3 要配慮者等の避難誘導体制等の整備

県は、避難計画を策定する市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備するよう支援・助言する。

4 避難所・避難方法等の周知

県は、避難計画を策定する市町村に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、国、原子力事業者及び市町村と連携し、警戒事態や施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。

5 広域的な避難に係る協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

第11節 学校、医療機関等における対応

1 学校、保育所等における対応

避難計画策定区域内に所在する学校、保育所等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による生徒等の引き取り手順、帰宅方法等を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、県及び避難計画策定市町村は、学校、保育所等の管理者が適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。

なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。

2 病院等医療機関、社会福祉施設における対応

病院等医療機関における入院患者や、介護保険施設、障害者支援施設等社会福祉施設における入所者など、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。

さらに、原子力災害時については、避難の実施によりかえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する必要がある。

これらを踏まえ、避難行動要支援者の広域避難について、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて、重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。

第12節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動体制の整備

県は、国の協力を得て、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動体制の整備に努める。

1 活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、体表面汚染測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品等の資機材の確保・整備に努める。

2 医療機関等との連携

県は、原子力災害時における医療体制を確保するため、あらかじめ災害拠点病院等との連携の強化に努めるものとする。

また、高度な緊急被ばく医療が必要である者もしくはそのおそれがある者が確認された場合に備え、高度の緊急被ばく医療が行える医療機関を把握しておく等、体制整備に努めるものとする。

3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

安定ヨウ素剤については、プルーム通過に対しては屋内退避を行うことを基本とし、その到達までに時間的猶予がある場合には、国の判断に基づき、市町村のコンクリート造りの公共施設等で、医療従事者の立会いのもとで服用することを原則とするが、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で、所要の見直しを行う。

安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所とする。

* 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である

県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に努めるものとする。

第13節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

県は、原子力災害時における飲食物の摂取制限や出荷制限に関する体制の整備に努める。

1 飲食物の摂取制限・出荷制限に関する体制整備

県は、国及びその他防災関係機関と連携し、飲食物の摂取制限・出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

2 飲食物の摂取制限等を行った場合の住民等への供給体制の確保

県は、市町村に対し、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう支援・助言する。

第14節 緊急輸送活動体制の整備

県は、国、市町村及びその他道路管理者等と連携し、国の専門家等の移送、防災業務従事者の移動、住民避難、緊急物資輸送等の緊急輸送活動が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

1 専門家等の移送体制の整備

県は、国、関係機関と協議し、(独)放射線医学総合研究所及び指定公共機関等からのモニタリング・医療等の専門家等の現地への移送協力(最寄りのヘリポートの場所や利用手続き、現地までの先導体制等)についてあらかじめ定めておく。

2 交通管理体制の整備等

(1) 道路管理

県は、国、市町村及びその他道路管理者と協力し、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、交通、気象状況を把握するための装置や情報板等の整備に努めるものとする。

(2) 交通管理

県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との連携を強化するとともに、警察庁と連携し、緊急時に道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、周知を図るものとする。

第15節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

県、県警察及び市町村は、国と協力し、避難区域内及びその近傍でモニタリング、交通規制等の応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。

また、県、県警察及び市町村は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第16節 住民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

2 情報提供体制の整備

県は、国、市町村と連携し、住民等及び報道関係機関に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自治会、周辺住民、自主防災組織等との協力・連携に努めるものとする。

3 住民相談窓口の設置等

県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

県は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV、有線放送等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第17節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定

県及び避難計画策定市町村は、庁舎や学校等の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先候補をあらかじめ検討するなど、退避計画の策定に努めるものとする。

また、県及び避難計画策定市町村は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画の策定に努める。

第18節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発

住民等に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、県は、国、市町村及び原子力事業者と協力し、以下に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、住民等の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第19節 防災訓練の実施

県及び市町村は、国、近隣県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

1 訓練計画の策定

県及び市町村は、近隣県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、国の支援を受けて、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) オフサイトセンターへの参集訓練
- (3) 通報・連絡、情報収集・伝達訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 住民等に対する情報提供訓練
- (6) 避難所及び救護所設置運営訓練
- (7) その他必要な訓練

2 訓練の実施

県及び市町村は、国、近隣県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の知識の習得や防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携を図る。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

県及び市町村は、訓練を実施するに当たり、訓練想定シナリオについて国及び原子力事業者から協力を得るなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、訓練において確認すべき項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ次なる訓練やマニュアルの改訂に活かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組むものとする。

第20節 防災業務関係者の人材育成

県及び市町村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努めるものとする。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、又は専門家を招へいする等により、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に国、県及び市町村が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) スクリーニング、安定ヨウ素剤予防服用等に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第21節 近県事業所に係る原子力災害事前対策

県は、近県事業者との交換文書に基づき、近県事業者と連携し、情報収集・連絡体制の整備、相互の情報交換を行うとともに、前節までに記載した内容に準じ、その他の事前対策に係る協力体制の整備など、近県事業所に係る必要な原子力災害事前対策を講じる。

第22節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

県内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、県内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、県及び市町村、県警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ

め特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

1 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

- (1) 国、県、事象発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関等への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

2 県及び市町村

県及び市町村は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

3 県警察

県警察は、事故の状況把握、並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

4 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握、並びに事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

なお、災害により、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する必要があると認められる場合は、「一般対策計画 第3章 第17節」により対応するものとする。

第1節 通報連絡、情報収集活動

県は、国又は原子力事業者から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに県警察、市町村に通知するとともに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国からの連絡

国は、福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合※には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び揖斐川町に連絡することとされている。

※福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く（この場合は、後述の警戒事態に該当）

イ 県からの連絡

県は、国から連絡を受けた事項について、市町村、県警察に直ちに連絡する。

(2) 警戒事態に関する通報があった場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国からの連絡

国は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び揖斐川町に連絡するものとされている。

ウ 県からの連絡

県は、国から連絡を受けた事項について、市町村、県警察に直ちに連絡する。

(3) 施設敷地緊急事態に関する通報があった場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明

瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国からの連絡

国は、当該事象について、施設敷地緊急事態発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の見通し等事故情報について、県及び県警察に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。

ウ 県からの連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、市町村、県警察に直ちに連絡する。

エ 原子力防災専門官からの連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、国の原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県に連絡することとされている。

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値（毎時5 μSv）の検出を発見した場合

ア 県から原子力防災専門官への連絡

県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。

イ 原子力防災専門官による状況確認の指示

連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者の情報連絡

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について、県へ定期的に文書により連絡する。

イ 国等からの情報収集等

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時国、県警察、市町村及びその他防災関係機関に連絡するなど、連絡を密にする。

ウ 現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、揖斐川町等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明

瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国からの連絡

国は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、県警察及び揖斐川町に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。

ウ 県からの連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、市町村、県警察に直ちに連絡する。

エ 情報の共有

県は、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、原子力施設の状況やモニタリング情報、住民避難や屋内退避の状況等について、常時継続的に必要な災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

オ 派遣職員の業務

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、原子力事業者、その他防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。

第2節 活動体制の確立

県は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

1 県の活動体制

(1) 各体制の設置基準、配備体制

県は、次表の中列の設置基準により、原子力災害警戒体制、原子力災害警戒本部体制、災害対策本部体制をとり、右列の配備体制をとる。

体制	設置基準	配備体制
原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生のお知らせがあったとき 原子力事業所において<u>警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）</u>※¹が発生した旨の<u>通報</u>があったとき <p>-----</p> <p>※1：<u>警戒事態に該当する事象</u> その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象</p> <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の発令 <u>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき</u> <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき</u> <p>等</p>	危機管理部門 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名
原子力災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（<u>原災法第10条第1項に規定する事象</u>）が発生した旨の通報があったとき 原子力事業所において<u>施設敷地緊急事態に該当する事象</u>※²が発生した旨の通報があったとき 知事が必要と認めたとき <p>-----</p> <p>※2：<u>施設敷地緊急事態に該当する事象</u> 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき</u> <u>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき</u> 全交流電源の喪失 <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき</u> <p>等</p>	全庁体制 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 原子力災害警戒本部設置 </div> 本部長：知事 副本部長：副知事 本部長 本部要員
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において<u>全面緊急事態に該当する事象</u>※³が発生した旨の通報があったとき 知事が必要と認めたとき <p>-----</p> <p>※3：<u>全面緊急事態に該当する事象</u> <u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止させることができないとき</u> <u>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき</u> 全ての非常用直流電源の喪失 <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下したとき</u> 原子力事業所の<u>区域の境界付近において毎時5μSv以上の放射線量が検出されたとき</u> <p>等</p>	全庁体制 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 災害対策本部設置 </div> 本部長：知事 副本部長：副知事 本部長 本部要員

(2) 情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

県は、原子力事業所において情報収集事態が発生した旨の通報があった場合には、職員を参集させ、情報収集・集約・伝達及び関係課・関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒体制に移行できるようにする。

(3) 原子力災害警戒体制

県は、原子力事業所において警戒事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、下表にある関係課職員で構成する災害情報集約センターを設置し、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒本部体制に移行できる体制(原子力災害警戒体制)をとる。

ア 災害情報集約センターの設置

災害情報集約センターを構成する所属及び要員数は、下表のとおりとする。

原子力 災害 警戒 体制	危機管理部門 原子力防災室、 危機管理課、 防災課、消防課 (必要な要員数)		・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約、県幹部への報告 ・国、近県、市町村、防災関係機関、原子力防災対策専門委員(アドバイザー)との連絡調整 ・災害情報集約センターの統括
	広報課	1名	・広報活動に関すること
	情報企画課	1名	・ホームページによる情報提供に関すること
	環境管理課	2名	・環境放射線モニタリングに関すること
	医療整備課	2名	・医療機関及び関係団体との情報収集・伝達・連携に関すること
	保健医療課	2名	・健康相談の問い合わせに関すること
	薬務水道課	2名	・安定ヨウ素剤及び水道水モニタリングに係る情報収集、伝達、連携に関すること

イ 原子力災害警戒体制の廃止

原子力災害警戒体制の廃止は、以下の基準によるものとする。

- ①発電所の状況に鑑み、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力事業所所在県においても原子力災害警戒体制を解除することとなったとき
- ②原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

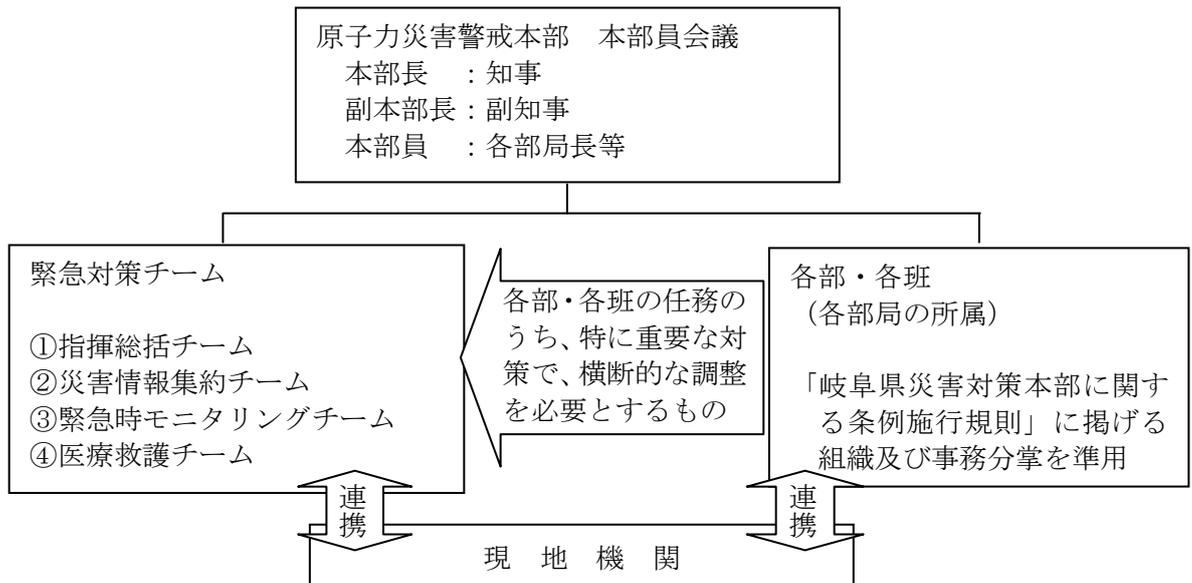
(4) 原子力災害警戒本部体制

県は、原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制、緊急時モニタリング体制の確立等、必要な体制をとるとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図る。

ア 組織

原子力災害警戒本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌を準用するものとし、緊急対策チーム

として、指揮総括チーム、災害情報集約チーム、緊急時モニタリングチーム、医療救護チームを置く。



イ 緊急対策チームの事務分掌等

原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
① 指揮総括チーム	リーダー 危機管理統括監 副リーダー 危機管理副統括監	原子力災害警戒本部の総括・調整に関すること ・本部の運営に関すること ・緊急対策チーム全体の総括・調整に関すること ・各部・班の業務の総括・調整に関すること ・各支援部隊の要請(その準備段階の連絡調整を含む)に関すること ・他の都道府県等への応援要請(その準備段階の連絡調整を含む)に関すること ・通信に関する総合調整に関すること	危機管理部 各班 警備総括班
② 災害情報集約チーム	リーダー 危機管理統括監 副リーダー 危機管理課長 広報課長	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとおりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	危機管理部 各班 広報班 行政管理班 情報企画班 警備総括班
③ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関すること ・空間放射線量モニタリングに関すること ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリング(その準備段階の連絡調整を含む)に関すること ・モニタリング結果を踏まえ、SPEEDI計算結果等を参考としたモニタリング重点区域の見直しに関すること	危機管理部 各班 環境管理班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 森林整備班 水道企業班

④ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	救護所での活動体制の確立及び医療機関との調整に関すること ・スクリーニングの準備に関すること ・安定ヨウ素剤の配布準備に関すること ・健康相談の問い合わせに関すること ・医療救護班の派遣に関すること ・国の「 <u>被ばく医療に係る医療チーム</u> 」の派遣（支援要請と受入）に関すること	<u>医療整備班</u> 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班 防災班
-----------	------------------------------------	--	--

ウ 原子力災害警戒本部の廃止

原子力災害警戒本部の廃止は、以下の基準によるものとする。

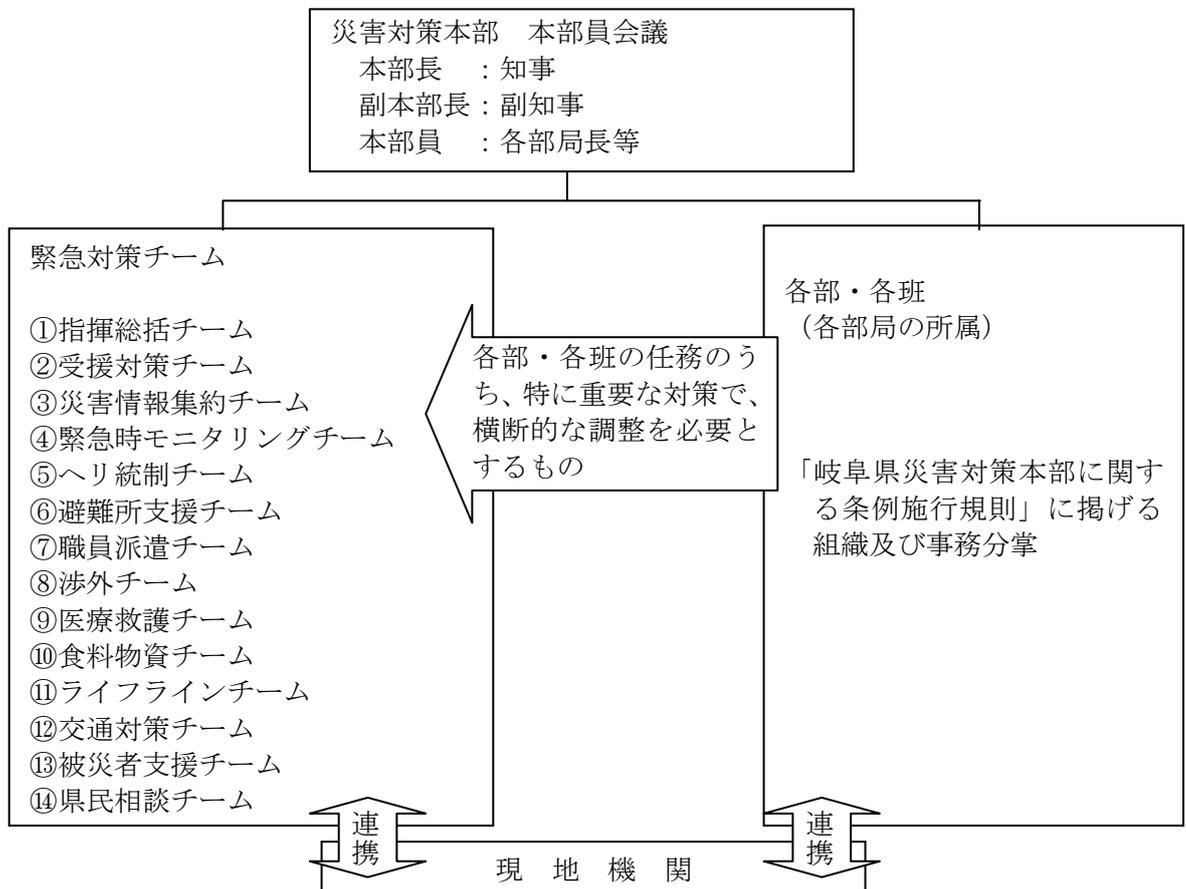
- ①原子力災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき
- ②災害対策本部が設置されたとき

(5) 災害対策本部体制

県は、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記（1）の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図りつつ、緊急時応急対策を講じる。

ア 組織

原子力災害対策本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌によるものとし、同規則に掲げる緊急対策チームを置く。



イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
① 指揮総括チーム	リーダー 危機管理統括監 副リーダー 危機管理副統括監	災害対策本部の総括・調整に関すること ・本部の運営に関すること ・緊急対策チーム全体の総括・調整に関すること ・各部・班の業務の総括・調整に関すること ・各支援部隊の要請に関すること ・他の都道府県等への応援要請に関すること ・通信に関する総合調整に関すること	危機管理部各班 警備総括班
② 受援対策チーム	リーダー 危機管理副統括監 副リーダー 消防課長	各支援部隊の受援、相互の活動調整及び活動支援に関すること ・各支援部隊の活動拠点の確保に関すること ・各支援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供に関すること ・各支援部隊の相互の活動調整に関すること ・その他、各支援部隊の活動支援に関すること	防災班 消防班 警備総括班
③ 災害情報集約チーム	リーダー 危機管理統括監 副リーダー 危機管理課長 広報課長	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	危機管理部各班 広報班 行政管理班 情報企画班 警備総括班
④ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関すること ・空間放射線量モニタリングに関すること ・モニタリング結果を踏まえ、SPEED I 計算結果等を参考としたモニタリング重点区域の見直しに関すること ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリングの連携に関すること	危機管理部各班 環境管理班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 森林整備班 水道企業班
⑤ ヘリ統制チーム	リーダー 危機管理副統括監 副リーダー 防災航空センター長 航空安全管理監	ヘリコプターの活動状況の把握及び調整に関すること ・応急活動を実施する各種ヘリコプターの活動状況の把握及び調整に関すること ・他機関への航空統制依頼に関すること ・その他ヘリコプターの調整に関すること	防災班 地域総括班

⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理統括監 副リーダー 防災課 防災対策監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	防災班 危機管理班 消防班 人づくり文化班 廃棄物対策班 地域福祉国保班 教育財務班 学校支援班 特別支援教育班 スポーツ健康班
⑦ 職員派遣チーム	リーダー 総務部長 副リーダー 総務部次長	職員派遣の総括・調整に関すること ・職員派遣(広域応援)に関すること ・職員ボランティアに関すること ・市町村間の相互応援に関する調整に関すること ・その他、職員派遣の調整、情報の集約に関すること	人事班 市町村班 その他総務部各班 その他関係班
⑧ 渉外チーム	リーダー 総合企画部長 副リーダー 総合企画部次長	国の各省庁等との渉外に関すること ・皇室の視察に関すること ・国の各省庁及び他の都道府県からの視察に関すること ・国の各省庁に対する要望に関すること ・海外からの支援・視察に関すること	総合政策班 秘書班 広報班 その他総合企画部各班 危機管理班 財政班 環境生活政策班 健康福祉政策班 商工政策班 農政班 林政班 建設政策班 都市政策班 教育総務班
⑨ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	救護所での活動体制の確立及び医療機関との調整に関すること ・スクリーニングに関すること ・安定ヨウ素剤に関すること ・健康相談の問い合わせに関すること ・医療救護班の派遣に関すること ・ 国の「被ばく医療に係る医療チーム」 の派遣(支援要請と受入)に関すること ・保健師の派遣に関すること ・避難所等の衛生に関すること(感染症・食中毒対策等)	医療整備班 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班 防災班

⑩ 食料物資チーム	リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長	市町村への食料物資供給の総括・調整に関する こと ・市町村からの食料物資応援要請の受付及び把握に関する こと ・県の備蓄物資の搬送に関する こと ・県が災害時応援協定を締結する事業者等に対する調達に関する こと ・他都道府県に対する調達に関する こと ・国、他都道府県に対する支援要請に関する こと ・義援物資の情報収集管理及び調達に関する こと ・食料物資の搬送先、その他食料物資に関する調整に関する こと	商工政策班 商業流通班 その他商工労働部各班 県民生活相談センター班 健康福祉政策班 地域福祉国民保班 農産物流通班 農産園芸班
⑪ ライフラインチーム	リーダー 都市建築部長 副リーダー 都市建築部次長	ライフライン(上下水道、電気、ガス、通信)の被害状況、復旧状況の把握、及び各種調整に関する こと ・飲料水・生活用水調達に関する こと ・上水道応急復旧に関する こと ・下水道応急復旧に関する こと ・電気・ガス・通信の被害・復旧の状況把握に関する こと	都市政策班 下水道班 水道企業班 その他都市建築部各班 薬務水道班 農地整備班
⑫ 交通対策チーム	リーダー 県土整備部長 副リーダー 県土整備部土木技監	交通状況の総括及び調整に関する こと ・県内の交通障害の把握に関する こと ・交通規制情報の把握に関する こと ・公共交通機関の被害の把握に関する こと ・交通状況の公表に関する こと ・技術職員(医学職以外)の派遣に関する こと	農地整備班 森林整備班 建設政策班 道路建設班 道路維持班 河川班 砂防班 公共交通班 交通総括班
⑬ 被災者支援チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	被災者の支援に関する総括及び調整に関する こと ・災害救助法に関する こと ・仮設住宅建設に関する こと ・義援金に関する こと	健康福祉政策班 その他健康福祉部各班 公共建築住宅班 出納管理班
⑭ 県民相談チーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	県民からの相談対応に関する こと ・総合相談窓口の設置に関する こと ・各種県民の生活支援策に係る情報の集約及び公表(ホームページ)に関する こと ・その他県民の生活支援策に係る住民への周知に関する こと	環境生活政策班 その他環境生活部各班 危機管理班 中小企業班 農業経営班 建築指導班

ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準によるものとする。

- ①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ②災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

2 県支部の活動体制

県支部の設置、閉鎖等は、県支部長が県本部と協議して決定するものとするが、緊急を要する場合で、県本部と協議するいとまがないときは、県支部長の判断で決定する。

なお、県支部の体制、運用等については、県支部の防災計画において定めるものとし、県本部からの連絡、指示を受けた場合は、すぐに体制がとれるよう、事前に定めておくものとする。

3 オフサイトセンターへの職員派遣

県は、**施設敷地緊急事態**が発生し、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は**原子力緊急事態宣言が発出され**、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が開催される場合には、職員を同センターに派遣する。

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣された職員に、国等の対応状況を原子力災害警戒本部又は災害対策本部に報告させ、国、市町村及びその他関係機関との連絡・調整、情報の共有を図ることとする。

4 専門家の派遣要請

(1) 国の専門家の派遣要請

県は、**施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨**の通報等がなされた場合、必要に応じ、国及び関係機関に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 県の専門家の参集要請

県は、あらかじめ整備した県の専門家の助言体制に基づき、専門家の参集を求め、緊急時の初動段階の迅速な対応に関し、技術的助言等を受ける。

(3) 専門家の技術的助言を踏まえた応急対策

県及び被災市町村並びに防災関係機関は、県の専門家並びに国等から派遣された専門家の技術的助言を踏まえ、応急対策を実施する。

5 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の派遣要請

県は、被災市町村から緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合又は自ら必要があると認める場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県公安委員会（県警察）は、警察災害派遣隊等の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県警察に対して、援助の要求を行うものとする。

(2) 指定行政機関等の職員の派遣要請

知事は、災害対応のため必要と認める場合は、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請するとともに、必要に応じて、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 他の自治体の応援要請

県は、被災市町村独自では十分な応急対策活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、他の市町村に応援を指示する。また、災害対応のため必

要と認めるときは、中部9県1市の災害時等の応援に関する協定等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

6 自衛隊の派遣要請等

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合、又は市町村長から要請の要求があった場合には、直ちに派遣を要請する。

自衛隊の派遣要請手続きは、「一般対策計画第3章 第4節」によるものとする。

また、国の原子力災害対策本部又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときは、速やかに自衛隊の撤収を要請するものとする。

第3節 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、被災市町村は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の適切な被ばく管理を行うものとする。

1 被ばく管理のための連携確保

県、県警察、被災市町村は、防災業務関係者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

県はオフサイトセンター等において、国、他県及び原子力事業者等と、応急対策を行う職員等の安全確保のため、相互に密接に情報交換を行うものとする。

2 防護対策

(1) 防護資機材の装着、配備等

県は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示するとともに、被災市町村に対して、防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

被災市町村は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。

県は、自ら必要となる資機材を確保するほか、必要に応じ、国、周辺府県、原子力事業者及びその他防災関係機関に対し、防護資機材の提供の支援を要請する。

3 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の防護指標

県、県警察、被災市町村は、防災業務関係者の被ばく管理について、防災業務従事者の被ばく線量上限値が指針に明示されるまでの間、当面は従前の原子力防災指針（原子力安全委員会 平成22年8月最終改定）に基づき、次のとおり行うものとする。

ア 緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量50ミリシーベルトを上限とする。

イ 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の職員、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療

関係者等)が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限として用いる。

なお、この防災業務関係者の放射線防護にかかる指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

(2) 各機関の被ばく管理

県、県警察、被災市町村は、被ばく管理を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して必要により除染等を行うものとする。

(3) 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請

県、県警察、被災市町村は、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。

第4節 緊急時モニタリング活動

県は、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に提供し、住民の安全確保を図るため、緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記したマニュアルに基づき、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度並びに水道水、葉菜等の環境試料の測定(以下「緊急時モニタリング」という。)を実施する。

また、その実施に当たっては、放射性物質の放出情報、気象情報、シミュレーション結果及びSPEED Iの計算結果等を参考にするとともに、国等と緊急時モニタリングデータを共有する。

なお、国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

1 緊急時モニタリングの体制

県は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、直ちにこれら本部内に緊急時モニタリングチームを設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制を確立し、緊急時モニタリングを実施する。

2 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定モニタリングポストの稼働状況を確認し、異常がある場合には、可搬式モニタリングポストの設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、国から警戒事態発生との連絡を受けた場合には、県内全域において平常時のモニタリング（空間放射線量率）を強化し、結果を取りまとめ、国に連絡する。また、県は、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

さらに、県は、関係機関と連携し、モニタリングデータの共有を行う。

(3) 初動段階の緊急時モニタリング

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、以下の考え方にに基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。

また、その結果を取りまとめ、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターに報告するとともに、近隣県におけるモニタリング結果の情報収集を行う。

【初動段階の緊急時モニタリング実施の考え方】

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、第一段階モニタリングとして、県内への影響の全体像を把握するため、あらかじめ定めたモニタリングルートによる県全域の速やかなモニタリングを実施する。

また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。

これらの結果を踏まえ、避難等の対策実施地域の特定を行うものとする。

(4) 緊急時モニタリング実施計画策定後の緊急時モニタリング

国により緊急時モニタリング実施計画が策定された場合は、当該計画に基づくモニタリングを実施し、その結果を緊急時モニタリングセンターに報告するなど、関係機関と密接に連携し、必要な支援を要請する。

また、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

3 国による緊急時モニタリング実施計画の策定とその改定への参画

国は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった段階で、周辺住民の居住の分布及び地形を考慮し、事故の状況及び気象予測を参考に、指針に基づき、「緊急時モニタリング実施計画」を策定するものとされている。

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定することとされており、県は、緊急時モニタリングセンターを通してこの改定に協力するとともに、必要な支援を要請する。

4 モニタリング結果の共有及び公表

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するとともに、その内容を市町村その他関係機関に連絡する。

また、ホームページに結果を掲載し、報道機関に情報提供する等、速やかな公表を行う。

5 緊急時における公衆の被ばく線量の把握

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報がなされた場合は、国及び指定公共機関と連携し、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量

の推計等を行うための行動調査を行う。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

県は、施設敷地緊急事態発生の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況等を踏まえ、県独自の予防的対応（屋内退避等）の実施について、総合的に判断する。

また、緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、指針を踏まえた国の指示等に基づき、該当市町村に対し、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示を行うべきことを伝達する。住民避難の支援が必要な場合は、市町村と連携し、国に支援を要請する。

1 避難・屋内退避の対応方針

(1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）

県は、施設敷地緊急事態発生の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況、モニタリング結果等を踏まえ、該当市町村の意見を聞いた上で、県独自の予防的対応（屋内退避等）の実施について、総合的に判断する。

	UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 (ヨウ素吸入)	実効線量 100mSv/年の地域 (セシウム沈着)	実効線量 20mSv/年の地域 (セシウム沈着)
<u>施設敷地緊急事態</u> <u>(原災法第10条)</u>	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		
<u>全面緊急事態</u> <u>(原災法第15条)</u>	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		
ヨウ素サンプラーでの放射性ヨウ素検出	屋内退避継続 (特にモニタリング強化)	◎屋内退避指示等 (特にモニタリング強化)	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

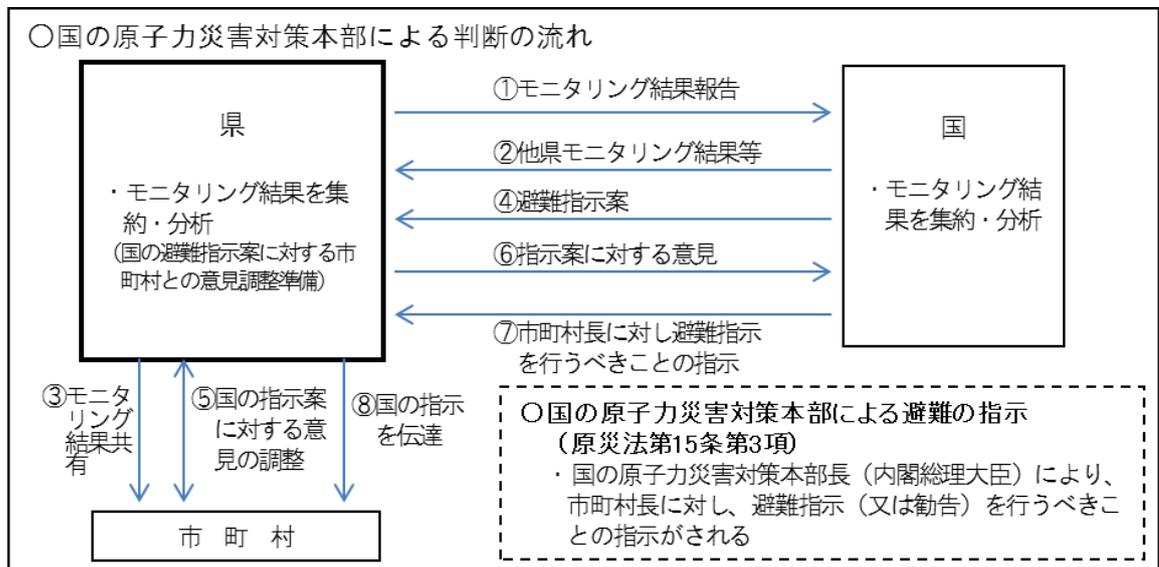
(2) 避難等に係る判断、指示

国の原子力災害対策本部は、施設敷地緊急事態発生の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村（被災市町村）に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。

県は、被災市町村に対し、国の指示案を伝達し、住民避難に係る支援が必要な場合には、被災市町村と連携し、国に支援を要請するとともに、当該指示案に対し、速やかに意見を述べる。

上記のとおり、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、県内におけるモニタリ

ング結果において、指針の指標（O I L）を超える値が計測された場合等、県災害対策本部において、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、該当市町村の意見を聞いた上で、県の判断により、市町村に避難等を指示する。



【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)

※O I Lによる判断は、プルーム通過後の地上1 mで計測した場合の空間放射線量率による

2 避難の実施

(1) 避難先の決定

ア 具体的な避難先を明示した避難計画がある場合

被災市町村は、避難計画に基づき、避難先を決定する。

※避難先については、モニタリング結果に基づき、実効線量が年間10ミリシーベルトを超えないと想定される地域とすることを原則とし、下記イ及びウにおいても同様とする。

イ 上記アによりがたい場合であって、県内他市町村への避難が必要な場合

県及び被災市町村は、「[広域避難方針](#)」に基づき、受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

ウ 上記アによりがたい場合であって、県外への避難が必要な場合

県及び被災市町村は、「[広域避難方針](#)」に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループにおける検討結果等を踏まえ、考え方を整理する。また、広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施し、本計画に反映する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、被災市町村及び県が所有する車両又は被災市町村及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行うものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

また、県は、上記対策によっても輸送能力が不足する場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

被災市町村は、住民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、スクリーニング場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、被災市町村の行う避難誘導に協力する。

また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に情報提供する。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

県及び被災市町村は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

ア 被災市町村は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

イ 県警察は、被災市町村が避難を勧告又は指示した地域から円滑に住民の移動が行われるよう、交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、地域外からの車両等の進入を制限する。

県は、被災市町村が避難を勧告又は指示した地域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

ウ 被災市町村は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう住民に周知する。

エ 被災市町村は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認し、県はこれに協力する。

オ 被災市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。

なお、被災市町村は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。

カ 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、被災市町村等と連携して避難住民を支援する。

3 避難所

県は、被災市町村が行う避難所の適切な運営管理について支援する。

原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり。

(1) 避難所の確保

県は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援する。

県、被災市町村は、国と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限

り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等のあつせん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

(2) 避難者への心身のケア

県は、厚生労働省と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

県は、被災市町村と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 要配慮者への配慮

県は、被災市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。

また、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

第7節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動に必要な体制を確立する。

1 組織等

(1) 医療救護チームの設置

県は、原子力災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急対策チームとして「医療救護チーム」を設置するとともに、国の被ばく医療に係る医療チームによる支援・指導を要請する。

(2) 医療救護チームの業務

県の医療救護チームは、国の被ばく医療に係る医療チームからの指導・助言を受けつつ、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動を統括する。

また、医療救護チームは、関係行政機関、関係医療機関等の職員を避難所等に派遣して医療救護所を設置し、次の事務を所掌する

- 1) 放射線被ばく及び放射能汚染に関する検査に関すること
- 2) 除染の必要性の判断に関すること
- 3) 簡易な除染に関すること
- 4) 安定ヨウ素剤配布、服用に関すること
- 5) 避難所等における住民の健康管理、心のケアに関すること

(3) 医療従事者の派遣要請等

県は、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布、服用等の実施のため、災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請す

る。

2 安定ヨウ素剤の服用指示等

プルーム通過については、屋内退避を基本とするが、プルームの到達までに時間的猶予がある場合は、国の判断に基づき、市町村内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、配布・服用を指示することを原則とする。

なお、県では、迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、初動時には次のとおり県独自の対応をとるものとする。

(1) 安定ヨウ素剤の配布準備

県は、下表の地域の住民に安定ヨウ素剤を速やかに配布できるよう、事態の推移に応じて、薬剤の調合開始、安定ヨウ素剤の搬送及び関係協力機関への医師、保健師、薬剤師等の医療従事者の派遣要請を行い、安定ヨウ素剤の配布の準備を行う。

なお、配布場所、配布対象人数等について、県と被災市町村は、迅速かつ密接に情報を共有する。

	UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)
○ 施設敷地緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 10 条)	○保健所において、薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備 ○振興事務所に安定ヨウ素剤を搬送	○保健所において、薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備
○ 全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 15 条)	○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○市町村役場(振興事務所)に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請

(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配付し、その服用を指示*する。

*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤配布・服用に関する解説書」(原子力規制庁 平成 25 年 10 月 9 日改定)に基づくものとする。

*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。

3 住民に対するスクリーニングの実施

国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。

県は、指針に基づき、被災市町村及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した住民等について、サーベイメータ等によるスクリーニングを実施する。

また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行うものとする。

第8節 飲食物の摂取制限・出荷制限並びに飲食物の供給・分配

県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

県は、指針の指標を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を行う。

1 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除

県は、指針の指標を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、被災市町村と連携し、住民に周知する等、必要な措置を講じる。

2 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県は、指針を踏まえた国の指導、助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者及び被災市町村等と連携し、下記の措置を講じ、必要に応じ、出荷機関及び市場等において産地名及び出荷時期等の調査を実施する。

- ① 農作物の作付け制限
- ② 農林水産物等の収穫、漁獲の禁止
- ③ 農林水産物等の出荷制限
- ④ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- ⑤ 家畜の避難・処分
- ⑥ その他必要な措置

県及び被災市町村は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

県及び被災市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

被災市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や関係省庁、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

県は、市町村から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、「一般対策計画第3章 第19節から第21節」に基づいて、必要な措置を講じる。

第9節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、スクリーニング要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、県、県警察、市町村及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

イ モニタリング、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材

- ウ 緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材
- エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

（２）緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- 第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- 第4位 住民の生活を確保するために必要な物資
- 第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

（３）緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送活動の実施

県及び被災市町村は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

イ 輸送手段の確保

県は、人員及び物資等の輸送に必要な車両等の調達に関して、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ被災市町村以外の市町村、周辺府県に支援を要請し、輸送力の確保に努める。

また、輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうちもっとも適切な方法により行う。

1) 車両

- a 県有車両の提供
- b 岐阜県トラック協会、バス事業者、タクシー事業者等に対する民間車両の調達又はあっせんの要請
- c 中部運輸局（岐阜運輸支局）に対する車両の確保の要請
- d 自衛隊に対する災害派遣による応援要請
- e 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊に対する応援要請

2) 鉄道による輸送

- a 指定地方公共機関の鉄道機関

3) 航空機（ヘリコプター等）

- a 県有航空機の提供
- b 自衛隊に対する災害派遣による応援要請
- c 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊に対する応援要請
- d 海上保安庁に対する応援要請

ウ 合同対策協議会での応援要請

県は、上記イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員及び車両等の確保に関する支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

（１）緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送にかかる交通を確保するため、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、緊急交通路の指定及びその他の交通規制を行う。

交通規制の実施に当たっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、適切な配慮をするよう努める。

(2) 交通規制等による交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用して、道路交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、道路交通の状況に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等の協力を得て、交通誘導を実施する。

県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

第10節 県民等への的確な情報提供活動

県、市町村は、国と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、県民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 県民等への情報提供活動

(1) 県民等への広報

県は、県民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うため、国、市町村との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への報道要請によるテレビ・ラジオ等による報道、ホームページへの原子力災害情報の掲載等、県民等への情報提供を図る。

市町村は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 市町村防災行政無線
- イ 広報車
- ウ 自治会、民生委員との連携
- エ その他実情に即した方法（FAX、市町村ホームページ、CATV等）

また、市町村は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

- ア 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- イ 緊急事態応急対策の実施状況
- ウ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- オ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

(2) 実施方法

県民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じ

ないよう定期的な情報提供に努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

県、市町村は、県民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果、SPEEDIによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、国、県、市町村等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。

(4) 情報の一元化

県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、国及び原子力事業者との間で十分に情報の内容を確認した上で住民に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。

また、その内容については、国の原子力災害現地対策本部、市町村等と相互に連絡を取り合うものとする。

2 県民等からの問い合わせに対する対応

(1) 問い合わせ窓口の設置

県及び市町村は、住民等からの問い合わせに速やかに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

(2) 安否情報の照会への対応

県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県警察、市町村、消防機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持

県警察は、応急対策実施区域及びその周辺における治安確保を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う。また、避難のための立ち退き勧告又は指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

また、県警察は、災害に便乗したあらゆる犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、県民等に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第12節 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

2 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、県、市町村から要請があった場合は、学校施設の安全性を確認した上で体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市町村策定の避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策

県は、近県事業者との交換文書に基づき、近県事業者から、**警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報があった場合**、本章第2節第1項に記載する活動体制をとる。

なお、通報連絡・情報収集活動については、以下に掲げるとおりとし、緊急時モニタリング活動、県民等への的確な情報提供活動等、前節までに記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じるものとする。

1 **施設敷地緊急事態等**発生情報等の通報

(1) **警戒事態に関する通報**があった場合

ア 近県事業者からの通報

近県事業者は、**警戒事態に該当する事象の発生後**、国へ連絡し、国の確認を受けることとされている。

近県事業者は、国による**警戒事態**発生の確認の後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。

イ 県からの連絡

県は、近県事業者から連絡を受けた事項について、市町村、県警察、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) **施設敷地緊急事態に関する通報**があった場合

ア 近県事業者からの通報

近県事業者は、**施設敷地緊急事態に該当する事象**の発生後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する近県事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 県からの連絡

県は、近県事業者から連絡を受けた事項について、市町村、県警察、関係する指定地方公共機関に連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 近県事業者からの情報連絡

近県事業者は、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について、県へ定期的に文書により連絡する。

イ 国等からの情報収集等

県は、国、近県から情報を収集するとともに、近県事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時、国、県警察、市町村及びその他防災関係機関に連絡するなど、連絡を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

ア 近県事業者からの通報

近県事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、速やかに県に文書で通報し、その着信を確認する。

なお、県は通報を受けた事象に対する近県事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 県の連絡

県は、近県事業者から連絡を受けた事項について、市町村、県警察、関係する指定地方公共機関に連絡する。

ウ 情報の共有

県は、近県事業所に係る原子力災害について、原子力災害合同対策協議会が設置された場合に、必要な情報を収集するため当該協議会にオブザーバーとして参画できるよう関係機関と調整を行う。

エ 派遣職員の業務

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、近県事業者、その他防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。

3 活動体制の確立

近県事業者から、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報があった場合、本章第2節第1項に記載する活動体制をとる。

第14節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

1 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報するものとする。県は、通報の内容を市町村等関係機関に連絡する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難

等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等必要な措置を講じる。

3 県警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 緊急事態宣言解除後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援等を実施する。

第2節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、国、市町村、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継時的変化を継続して把握し、その結果を速やかに公表する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

県は、原子力事業者に対し、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材の貸与や原子力防災要員の派遣を要請する。

第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

県及び被災市町村は、国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する

第4節 各種制限措置等の解除

県及び県警察は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を被災市町村及びその他防災関係機関に要請するとともに、解除の実施状況を確認する。

なお、各種防護措置の解除に当たっては、関連する自治体その他関係機関と十分な協議を行い、慎重な判断を行う。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

平成23年3月の福島第一原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処については、同年8月に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法」(平成23年法律第110号)に基づき進められており、その基本方針において「環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずるとともに、地方公共団体は、当該地域の自然的社会条件に応じて国の施策に協力するものとする」とされている。

県は、同法を踏まえ、原子力災害が発生した場合、国、被災市町村、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境の汚染へ対処について、必要な措置を行う。

1 優先的に除染すべき地域

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

特に成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境については、優先的に実施する。

2 除染技術の情報収集

県は、国において取り組んでいる「除染技術実証事業」など、効果的な除染技術や手法に関する情報収集を行い、原子力災害が発生した場合の除染作業に活用するものとする。

第6節 被災地域住民等に係る記録の作成

県は、被災市町村が避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置を、あらかじめ定められた様式で記録することに協力する。

この他、県は、観光業、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災市町村と連携して被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第7節 被災者の生活再建等の支援

県は、国及び被災市町村と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努めるものとする。

また、県は、国及び被災市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

更に、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。

さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、モニタリング検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第 9 節 被災中小企業等に対する支援

県は、国や金融機関と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備導入資金貸付及び中小企業制度融資貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 10 節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物資による汚染状況調査や指針に基づき、国及び被災市町村とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第 11 節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第 12 節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第 13 節 近県事業所に係る原子力災害中長期対策

県は、近県事業所において原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、本章第 1 節から前節までに記載する対策に準じ、必要な対策を講じるものとする。

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

この場合、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

また、本県においては、雨季には大雨洪水、冬期には雪害との複合災害に十分注意する必要があり、通信手段の確保、モニタリング機能の確保、住民等への情報伝達、防災要員の確保、避難時のリスクの回避などをあらかじめ想定しておくことが重要である。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策に当たる上での留意点を整理することとする。

第2節 災害事前対策

併せて発生する災害の種類に応じ、「一般対策計画」及び「地震対策計画」で定める災害予防対策と組み合わせた対策を講じるものとし、その実施に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

1 通信手段の確保

(1) 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、地震、風水害、雪害などの災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(2) 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(3) 非常用電源等の確保

県及び市町村は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

2 モニタリング機能の確保

県は、他の災害により固定型モニタリングポストが機能しなくなることを想定し、可搬型サーベイメータ等の可搬型放射線測定機器の整備の充実を図る。

3 県民等への情報提供体制の整備

県は、国、市町村と連携し、複合災害時において、県民等に対して正確な情報を迅速に提供するため、多様な手段による情報提供体制の整備に努める。

4 応急対策要員の確保

県は、他都道府県との相互応援協定の締結、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、国の専門家の派遣要請手続きの確認、徹底等、要員確保体制の整備に努める。

5 避難収容活動体制の整備

県は、複合災害により、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合に備え、市町村と連携して避難先の選定・調整の手順等を記した「[広域避難方針](#)」を策定し、さらに、国の協力のもと、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定等を締結する等、体制整備に努める。

6 物資の備蓄・調達、供給活動

県は、初期に必要とされる食料その他の物資について、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備する。

また、県は、災害発生時に対応が困難となった市町村に対して支援するため、県内市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。

7 緊急輸送活動の整備

県は、国、市町村及びその他関係機関と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、緊急輸送道路の設定及び早期復旧等、搬送経路の確保に係る体制の整備に努める。

また、県は、ヘリコプター等空路も含めた輸送が行えるよう、防災関係機関と連携し、必要な体制の整備に努める。

第3節 災害応急対策

併せて発生する災害の種類に応じ、「一般対策計画」及び「地震対策計画」で定める災害応急対策と組み合わせた対策を講じるものとし、その実施に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

1 活動体制

各災害における災害対策本部設置基準のいずれかに該当する場合又は住民等の安全確保等のために知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、各災害の活動体制を組み合わせつつ、各災害の規模、態様に応じ、重複する事務を集約する等、応急対策活動の継続的な実施に必要な最小限度の配備態勢をとる。

2 情報の収集・連絡

県は、複合災害時に、災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフライン被災状況や、道路管理者、市町村等からの自然災害による避難経路及び避難施設に係る被災情報等を早急かつ的確に把握するとともに、市町村及びその他防災関係機関と情報共有を図る。

なお、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている原子力防災ネットワークシステムや衛星携帯電話及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

3 県民等への情報提供

県、市町村は、自然災害により、情報提供手段の喪失や、広報が伝わりにくくなること等が想定される場合は、防災行政無線の他、広報車、CATV、避難所への広報紙掲載等、利用可能な様々な手段を用いた広報の回数増加等により、被災状況等に関する広報に努める。

4 応急対策要員の確保

あらかじめ整備、確認した他都道府県との協定、緊急消防援助隊派遣要請等の手続きにより、応急対策要員の確保を図る。

5 避難等の防護活動

県及び被災市町村は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ情報と人的資源が不足した状況であっても、防護対策に関する意思決定を遅滞なく行い、防災関係機関と密接に連携し、避難等の防護活動を行う。

(1) 避難等

県、被災市町村及びその他防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できる場合は、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。

その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行うものとする。

また、県、市町村及びその他防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。

なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市町村、その他防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、「[広域避難方針](#)」に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請

県は、避難手段確保のため、必要がある場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

6 防災設備・機材の損壊時の対応

(1) モニタリング設備

県は、自然災害によるモニタリングポストの損壊や通信機能寸断のため、モニタリングポストデータの収集ができなくなったときは、緊急時モニタリングマニュアルに基づく移動モニタリングルートの見直しを行い、可搬型測定器等によりモニタリングポストデータの補完を行うものとする。

(2) 医療・救助・救急・消火活動用資機材

県及び被災市町村は、医療、救助・救急活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、災害時相互応援協定等に基づき、必要な資機材を確保する。

7 緊急輸送活動

県、被災市町村は、収集した情報に基づき、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる輸送経路又は啓開作業による輸送経路の確保に努める。

また、県は、緊急搬送路の確保のため必要がある場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行うとともに、防災関係機関とヘリ輸送を含む輸送手段の調整を速やかに行う。